要求書

一、配合部抄紙部ノ定員ヲ従前通トシテ欠勤者アリタル場合ハ各自平均ニ分配スルコト（会社熟慮ス）
二、倉庫女工勤務時間ヲ十時間トスルコト（〃）
三、健康保険料会社全額負担スルコト（考慮）
四、三大祭ハ日給全額支給スルコト（〃）
五、残業一時間ニ二分計算スルコト（〃）
六、争議中費用ハ会社負担ノコト（〃）
七、解雇絶対反対（〃）
八、争議中ノ日給全額負担ノコト（未審議）
九、退職手当ノ制定（〃）

昭和五年四月十八日

従業員一同

櫻井製紙所御中

声明書

資本家階級の巧利的生産制限の結果、全従業員に對する實收一割二分減收に對し我等は其の不合理を幾多の方法と手段を以て抗議せるも、會社は頑としてして應ずることなく、強者が弱者に對するが如き、暴圧的態度を以て終止するに至ったのである。我が労働組合川崎支部は此の[illegible]社の態度に對し、最後的手段に訴へ以て其の暴圧に抗すべしとするの[illegible]すことに多数を見たのであるが、現下の社會的狀勢に照合し最後の手段を取ることは甚だ重大なるに鑑み、本問題はすべからく全従業員の意志に問ひ以て其の行動を公明正大ならしめ、組合員個々の真摯なる態度に[illegible]行ふこととし、デモクラシイの最も徹底せる[illegible]組合員の無記名投票に訴へたる結果次の如き結果を見るに至った。

「得票總數　六百弐拾九票
戰ふべしとて[illegible]
壱百四拾壱票
休戦すべしと主張するもの　四百七拾票
無効　拾八票」

（第六報）